

令和3年 第11回 農業委員会総会

日時 令和3年11月25日（木）午後3時00分

場所 糸満市役所 3-C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

大城 真由美

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 赤嶺 貢

【議事録署名人】

7番農業委員 長嶺 安浩 8番農業委員 宮里 良淳

【議事日程】

日程第1	議案第47号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2	議案第48号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第49号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第4	議案第50号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第5	議案第51号	非農地証明について

令和 3 年 第 11 回 総会 議事録

事務局	これより令和 3 年第 11 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 3 年第 11 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 7 番農業委員の長嶺安浩さん、8 番農業委員の宮里良淳さんでお願いします。次回調査委員は、9 番農業委員の玉城正智さん、10 番農業員の金城義幸さん、1 番推進委員の長嶺栄さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (8 件) 日程第 2 議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (8 件) 日程第 3 議案第 49 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (1 件) 日程第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (25 件) 日程第 5 議案第 51 号 非農地証明について (1 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第 47 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は阿波根の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は大里の 3 筆で贈与による所有権移転であります。3 番は真壁の 2 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。4 番は真壁の 1 筆で 3 年間の使用定借権の設定であります。5 番は真壁の 1 筆で 3 年間の貸借権設定であります。6 番は喜屋武の 2 筆と福地の 3 筆で贈与による所有権移転であります。7 番は北波平の 1 筆で売買による所有権移転であります。8 番は照屋の 2 筆で売買による所有権移転であります。以上です。

会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	2 番の案件について、贈与となっているが、受人と渡人の関係はどうなっているのか？
事務局	親戚と聞いているが、これ以上は分からない。
会長	他に質問なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 47 は可とします。次に議案第 48 号について、事務局説明願います。
事務局	5 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について、1 番北波平の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で売買による所有権移転で、貸駐車場への転用であります。 2 番と 3 番は受人が関連します。2 番国吉の 4 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で農業用倉庫兼資材置場への転用であります。3 番国吉の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。使用貸借権の設定で 2 番の倉庫への通路としての転用であります。4 番は福地の 2 筆で農地区分は第 1 種農地です。売買による所有権移転で駐車場への転用であります。5 番は豊原の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。使用貸借権の設定で一般住宅への転用であります。6 番は座波の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。 借地権の設定で一般住宅への転用であります。7 番と 8 番は関連します。7 番は武富の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。借地権の設定で営農型発電設備への転用であります。8 番も同じく営農型発電設備への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。1 番の北波平については、雑種地及び原野に囲まれた第 2 種農地であるため駐車場への転用は問題無いものと判断しました。2 番 3 番について国吉の 5 筆については、畑や宅地に囲まれた第 1 種農地ではありますが、不許可の例外農地用施設に該当するため転用は問題無いものと判断しました。4 番の福地については、第 1 種農地ではありますが、不許可の例外、既存施設の拡張に該当するため駐車場への転用は問題ないものと判断しました。5 番の豊原に

事務局	については、畑や住宅に囲まれた第1種農地ではありますが、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。6番の座波については、周りを住宅や雑種地に囲まれた第2種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。7番と8番については、先程も説明しましたが、9月に許可相当で申請したのですが、引き込み柱の面積が入っていなかったため面積を訂正し、再提出されたものであります。
会長	只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。 (時間を待って) なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第48号は件可とします。次に議案第49号あっせん委員の指名について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第49号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について読み上げて説明。
会長	只今の案件同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第49号は同意とします。次に議案第50号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは26ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について3-150～3-174までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第50号は可とします。次に議案第51号について事務局説明をお願いします。

事務局	議案第 51 号非農地について、申請地は、仮称平和の道線に土地収用された残地であり、現状は更地であります。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	現地調査を 3 名で確認しました。当該現場は更地であり、住宅地へ入っている状況であります。畑の面積が極小であるため、非農地証明を許可しても問題無いものと判断しました。皆様の意見ををお願いします。
会長	疑問質問があれば、よろしくお願いします。
委員	2 筆ありますが、どのような土地だったのか？
事務局	元々 1 筆で、道路に収用されて残地が 2 筆に分かれてしまった。
会長	他にありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案 51 号可とします。
	以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 7 番 農業委員 長瀬 宏浩 8 番 農業委員 宮里 良淳